



令和4年5月17日

## 令和4年第2回中津川市議会（臨時会） 提出予定議案

令和4年5月19日開催の第2回中津川市議会（臨時会）に、報告1件、  
条例3件、人事1件、合計5件の議案を提出します。

### （報告）

#### 1、専決処分の承認を求めることについて

3月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

・中津川市税条例の一部改正について（専第2号）

##### ①寄附金税額控除経過措置の終了

民法法人の移行登記日前までにした当該法人への寄附金を寄附金控除の対象とする経過措置が終了したことから、不要な規定を削る。

##### ②固定資産課税台帳の証明書の交付措置

人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等に、一定の措置を講じた上で固定資産税課税台帳を閲覧できることが明確化されたことから、手数料を徴する閲覧に当該措置を講じたものが含まれる旨を明記する。

##### ③省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充

省エネ改修工事のほか、一定の要件を満たす場合に省エネ改修工事と併せて行う太陽光発電装置の設置工事等も固定資産税の特例の対象とされたことから、規定を改める。

##### ④土地に係る固定資産税の負担調整措置

景気回復策として実施する令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例に関し、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が評価額の2.5%（現行：5%）とされたことから、規定を加える。

##### ⑤地方税法の改正に伴う項ずれの改正

・施行期日 令和4年4月1日

・中津川市都市計画税条例の一部改正について（専第3号）

##### ・土地に係る都市計画税の負担調整措置

景気回復策として実施する令和3年度から令和5年度までの都市計画税の特例に関し、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅が評価額の2.5%（現行：5%）とされたことから、規定を加える。

・施行期日 令和4年4月1日

- ・中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（専第4号）

- ・国は、地域再生法に基づき、地方への人の流れを生み出すため、本社機能の地方移転や地方において拡充を行う事業者に対して課税の特例等を講ずる地方拠点強化税制を措置している。

地方拠点強化税制の適用期限の2年間延長及び整備計画の認定から供用開始するまでの期間が3年以内に延長されることに伴い、改正する。

- ①適用期限を「令和4年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。
- ②対象となる設備の整備期間を「認定日から2年以内」から「認定日から3年以内」に延長する。

- ・施行期日 令和4年4月1日

## （条 例）

### 1、中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等へ派遣する職員に対して支給できる手当の拡充を図るため、改正する。

- ・一般社団法人中津川市観光局（令和4年6月に法人化を予定）へ当市の職員を派遣するに当たり、当該派遣職員に対しても市勤務職員と同様の手当を支給できるようにするなど、必要な改正を行う。

- ①派遣職員に対し、中津川市職員の給与に関する条例等に規定する全ての手当において、支給要件に該当する手当を支給できるよう改正する。
- ②派遣職員が業務上の事由又は通勤により被災した際、労働者災害補償保険法により支給される保険給付額が、地方公務員災害補償法を適用した場合に補償される額に満たない場合は、当該差額を市が補償できる旨を規定する。

- ・施行期日 公布の日

### 2、中津川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国家公務員に準拠し、職員等の給与を改定するため、改正する。

- ①中津川市職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・職員のボーナスの支給月数を年間4.45月分 ⇒ 4.3月分とする。
  - ・令和3年度の引き下げ相当分を令和4年6月期末手当から減額する。
- ②中津川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
  - ・特定任期付職員のボーナスを年間3.35月分 ⇒ 3.25月分とする。
  - ※ 対象職員なし。
- ③中津川市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・特別職のボーナスを年間4.2月分 ⇒ 4.05月分とする。
  - ・令和3年度の引き下げ相当分を令和4年6月期末手当から減額する。

- ④中津川市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
- ・議員のボーナスを年間4.3月分 ⇒ 4.15月分とする。
  - ・令和3年度の引き下げ相当分を令和4年6月期末手当から減額する。
  - ・施行期日 公布の日

### 3、中津川市特定公共賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅管理条例及び中津川市若者定住促進住宅管理条例の一部改正について

地域優良賃貸住宅等の入居率の向上を図るため、改正する。

- ・地域優良賃貸住宅及び若者定住促進住宅の一部について入居率が低い状況にあるため、地域優良賃貸住宅等の入居要件を緩和し、及び入居状況等に応じた迅速かつ柔軟な入居要件の変更を可能とすることで入居率の向上を図る。
- ・近年の建築資材不足の影響によって建築工期の遅延が発生しやすい状況であることに配慮し、必要な措置を講じる。

#### ①入居要件の緩和等

ア 若者定住促進住宅の味噌野団地をUIターン者用住宅から除外し、入居期間等を次のように改める。

区分	改正後	改正前
退去後の定住先要件	<u>なし</u>	あり
入居期間	<u>50歳到達日の属する年度末まで</u>	原則5年
家賃（月額）	<u>38,000円</u>	30,000円

イ 次に掲げる地域優良賃貸住宅等について、当該住宅の退去後の定住先に関する要件を市長が定められるよう、規定を整備する。

- ・馬籠団地及び須母田団地C棟（地域優良賃貸住宅のUIターン住宅）
- ・阿木団地、山口団地及び川上矢柱団地（若者定住促進住宅のUIターン住宅）

②建築工期の遅延が発生しやすい状況に配慮し、やむを得ない事情がある場合に認める地域優良住宅等の入居延長の期間を1年から2年に延ばす。

#### ③その他必要な規定の整理

- ・施行期日 令和4年6月1日

## （人事）

### 1、中津川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 はやし 林 ゆきのり 行典（新任）

#### お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原  
電話：0573-66-1111（内線441）